

# 成年後見制度

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支える  
住み慣れたこのまちで暮らし続けたいけど…  
こんなことで悩んでいませんか？



物忘れから  
通帳をなくしたり、  
お金の管理が  
難しくなってきた

一人暮らしの親が  
何度も訪問販売の  
被害に遭っている



施設入所や  
福祉サービスの  
利用をしたいが自分で  
契約ができない



こんな悩みの解決に向けて  
お手伝いをします

成年後見制度を  
利用したいと  
考えているが、  
くわしい内容を知りたい



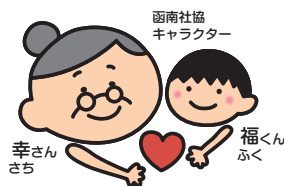
今は元気であるが  
身寄りがないので  
将来に不安がある



私に何かあったとき、  
知的障がいのある  
家族のことが心配



～お気軽にご相談ください～



社会福祉法人 函南町社会福祉協議会

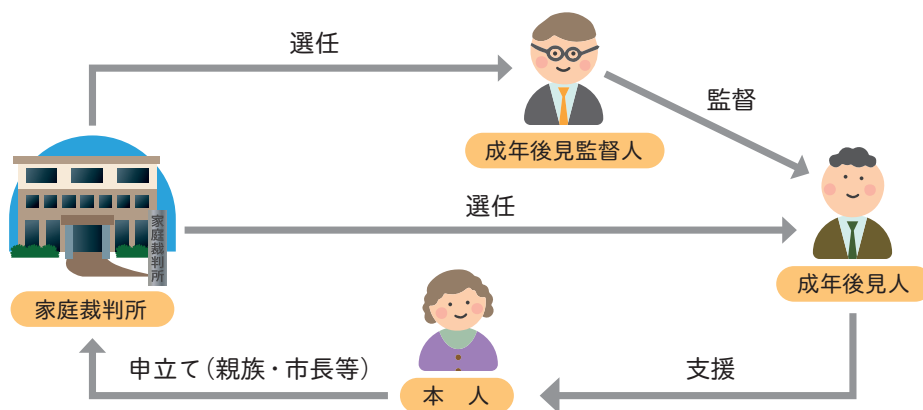
# 法定後見制度

- 法定の成年後見人は、申立てによって、家庭裁判所が選任します。本人の判断能力の程度によって、「後見人」、「保佐人」、「補助人」の三種類に分けて選任されます。

	後見	保佐	補助
本人の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
後見人等	後見人	保佐人	補助人
申立てに対する本人の同意	不要	不要※	必要

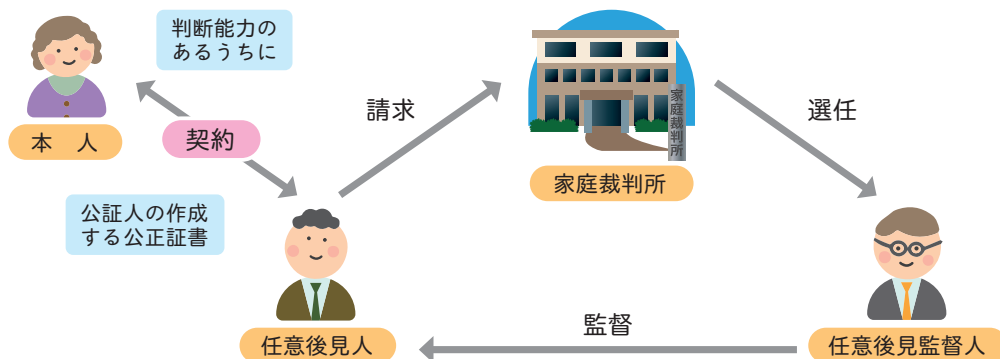
※併せて代理権付与の審判の請求を行う場合は、本人の同意が必要

- 家庭裁判所へ申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族などのほか、身寄りがいない等の理由により申立てる人がいない場合は、市町村長が申立てることができます。
- 申立てにかかる費用は、印紙や診断書等にかかる費用として1万5000円程度。このほか、本人の判断能力について鑑定が必要な場合は、鑑定料が5万円～10万円程度必要になります。
- 後見人等への報酬額は、後見事務の内容、資産等を考慮して家庭裁判所が決定します。
- 成年後見人等の権限等は登記所(東京法務局)へ登録され、プライバシーの保護にも配慮されます。
- 家庭裁判所は、後見人等の事務を監督し、必要に応じて「成年後見監督人」等を選任し、後見人等の事務の監督を行わせます。



# 任意後見制度

- 本人が、自分の判断能力が十分なうちに、前もって後見人となるべき人(任意後見受任者)と契約しておく制度です。
- この「任意後見契約」は、公証人が作成する公正証書によらなければなりません。
- 実際に「任意後見人」が必要となったときは、「任意後見受任者」が「任意後見人」となり、任意後見受任者等の請求で、家庭裁判所が選任した「任意後見監督人」の監督のもとに、本人の財産管理や介護サービスの利用契約などを行います。
- 「任意後見人」の報酬や契約内容などは、あらかじめ「任意後見契約」において、当事者間で決定します。契約解除も原則として自由です。(「任意後見監督人」が選任されると許可が必要です。)
- 「任意後見人」(任意後見受任者)は、複数でもよく、法人もなることができます。
- 任意後見契約のほか、委任者が判断能力があっても行動能力がない場合に、財産を適正に管理するため、あらかじめ財産管理を委任することができます。



## 日常生活自立支援事業

函南町社会福祉協議会では、成年後見制度推進のほか、権利擁護の取り組みとして、地域で安心して生活できるため、日常生活自立支援事業を行っています。

### 援助内容

- ① 福祉サービスの利用援助(福祉サービスの利用に関する手続きなど)
- ② 日常的金銭管理(公共料金の支払い手続き、生活費の払い戻しなど)
- ③ 書類等の預かりサービス(預貯金の通帳等の大切な書類の保管)

# 函南町社会福祉協議会中核機関の取り組み

## 相談支援

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて、相談に応じます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用について検討し、今後の生活について一緒に考えていきます。
- 函南町社会福祉協議会への相談は、来所や電話の他、ご自宅や施設などへ訪問しての相談も受け付けます。  
※相談されました内容の秘密は厳守します。  
相談料はかかりません。

## 申立て手続きの支援

- 成年後見制度の利用が必要な方やご家族などに申立て手続きに関する説明や支援を行います。
- 成年後見制度の申立てに必要な書類（診断書や戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書など）の取得方法について説明を行います。

## 市民後見人の養成と活動支援

- 市民後見人の活動が適切かつ安心して行えるよう支援します。

市民後見人とは、判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるようにその方の立場になって生活を支援していく一般市民による後見人をいいます。

## 普及啓発

- 成年後見制度への理解を深め、多くの方に知っていただくために講演会や研修会などを開催します。
- 広報紙やホームページなどで必要な情報を発信します。

## 社会福祉法人 函南町社会福祉協議会

〒419-0107 静岡県田方郡函南町平井717-28  
TEL: 055-978-9288 FAX: 055-979-5212  
メール: [chiiki-info@kannami-syakyo.jp](mailto:chiiki-info@kannami-syakyo.jp)  
ホームページ <http://www.kannami-syakyo.jp/>

